

遺族年金と障害年金

平成18年2月20日現在



遺族年金

	国民年金(遺族基礎年金)								
支給要件	★ 被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)								
対象者	★ 死亡した者によって生計を維持されていた、 (1)子のある妻 (2)子(子とは次の者に限ります) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 ・20歳未満で障害等級1級または2級の障害者 </div>								
年金額 (平成16年度)	794,500円+子の加算 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">子の加算</td> <td style="padding-right: 10px;">第1子・第2子</td> <td style="padding-right: 10px;">各</td> <td>228,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>各</td> <td>76,200円</td> </tr> </table> <p>(注) 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。</p>	子の加算	第1子・第2子	各	228,600円		第3子以降	各	76,200円
子の加算	第1子・第2子	各	228,600円						
	第3子以降	各	76,200円						

	厚生年金保険(遺族厚生年金)
支給要件	★ 被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。) ★ 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。 ★ 1級・2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき。
対象者	★ 遺族基礎年金の支給の対象となる遺族 ((1)子のある妻 (2)子) ★ 子のない妻 ★ 55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給) ★ 孫(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者または20歳未満で1・2級の障害者)

$$\text{年金額} = (\text{①平成15年3月までの被保険者期間分} \\ + \text{②平成15年4月以降の被保険者期間分}) \times \frac{3}{4} \times 0.988$$

①の計算式

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{7.125}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数} \\ (\text{平成15年3月まで})$$

②の計算式

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{5.481}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数} \\ (\text{平成15年4月以降})$$

ただし、上記の計算によって算出した年金額が、下記の年金額の計算式による年金額を下回る場合には、下記の年金額の計算式による年金額が支給されます。

年金額
(平成16年度)

$$\text{年金額} = (\text{①平成15年3月までの被保険者期間分} \\ + \text{②平成15年4月以降の被保険者期間分}) \times \frac{3}{4} \times 1.031 \times 0.988$$

①の計算式

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{7.5}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数} \\ (\text{平成15年3月まで})$$

②の計算式

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{5.789}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数} \\ (\text{平成15年4月以降})$$

なお、夫が死亡したときに35歳以上の子のない妻、または子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなった妻が受ける場合には、40歳から65歳まで596,000円が加算されます。

また、死亡した人が老齢厚生年金の受給資格がある場合は、老齢厚生年金と同様に死亡した人の生年月日に応じて乗率が変わります。

(注)被保険者期間が300月(25年)未満のときは、上記の計算式により算出した額に、300を被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて、全体を300月分に増額します。

注) 国民年金の第1号被保険者には、寡婦年金の給付が設けられています。

- **要件および対象者** : 第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が25年以上である夫が老齢年金等を受けずに死亡した場合で、婚姻期間が10年以上の妻に60歳から64歳までの間、支給されます。
- **年金額** : 夫が受けられたであろう老齢基礎年金額(第1号被保険者期間に係る額に限る。)の4分の3。

遺族厚生年金の受給権者が自身の老齢厚生年金の受給権も持つ場合

- (1) 遺族厚生年金
 - (2) 老齢厚生年金
 - (3) 遺族厚生年金 × 2/3 + 老齢厚生年金 × 1/2
- のいずれかが受給権者の選択により支給されます。



障害年金

		国民年金(障害基礎年金)						
支給要件		<ul style="list-style-type: none"> ★ 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上ある者の障害。 ★ 20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。 						
障害認定時		★ 初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。						
年金額 (平成16年度)		<p>【1級】 794,500円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>【2級】 794,500円 + 子の加算</p> <p>子の加算</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>各</td> <td>228,600円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>各</td> <td>76,200円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>子とは次の者に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> • 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 • 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者 </div>	第1子・第2子	各	228,600円	第3子以降	各	76,200円
第1子・第2子	各	228,600円						
第3子以降	各	76,200円						
障害等級	1級	<ul style="list-style-type: none"> ★ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ★ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ★ 両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの ★ その他 						
	2級	<ul style="list-style-type: none"> ★ 1上肢の機能に著しい障害を有するもの ★ 1下肢の機能に著しい障害を有するもの ★ 両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの ★ その他 						

		厚生年金保険(障害厚生年金)
支給要件		★ 加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。
障害認定時		★ 障害基礎年金と同じ。

年金額 (平成 16 年度)	<p>【1 級】(報酬比例の年金額) × 1.25 + 配偶者の加給年金額 (228,600 円)</p> <p>【2 級】(報酬比例の年金額) + 配偶者の加給年金額 (228,600 円)</p> <p>【3 級】(報酬比例の年金額) ※最低保障額 596,000 円</p> <p>報酬比例の年金額=(①平成 15 年 3 月までの被保険者期間分 + ②平成 15 年 4 月以降の被保険者期間分) × 0.988</p> <p>①の計算式</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{7.125}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数 (平成15年3月まで)}$ <p>②の計算式</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{5.481}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数 (平成15年4月以降)}$ <p>ただし、上記の計算によって算出した年金額が、下記の年金額の計算式による年金額を下回る場合には、下記の年金額の計算式による年金額が支給されます。</p> <p>報酬比例の年金額=(①平成 15 年 3 月までの被保険者期間分 + ②平成 15 年 4 月以降の被保険者期間分) × 1.031 × 0.988</p> <p>①の計算式</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{7.5}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数 (平成15年3月まで)}$ <p>②の計算式</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{5.789}{1000} \right) \times \text{被保険者期間の月数 (平成15年4月以降)}$ <p>(注)被保険者期間が 300 月(25 年)未満のときは、上記の計算式により算出した額に、300 を被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて、全体を 300 月分に増額します。</p>						
	障 害 等 級	<table border="1"> <tr> <td>1 級</td> <td>★障害基礎年金と同じ。</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>★障害基礎年金と同じ。</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>★両眼の矯正視力が0.1以下のもの ★その他</td> </tr> </table>	1 級	★障害基礎年金と同じ。	2 級	★障害基礎年金と同じ。	3 級
1 級	★障害基礎年金と同じ。						
2 級	★障害基礎年金と同じ。						
3 級	★両眼の矯正視力が0.1以下のもの ★その他						

20 歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限

20 歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が 398 万 4 千円(2 人世帯)を超える場合には年金額の 2 分の 1 相当額に限り支給停止とし、500 万 1 千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。